資料3-3

種別		特定有害物質	環境基準 ¹⁾⁵⁾ (mg/L)	土壤汚染対策法指定基準 ²⁾⁵⁾		県土砂条例施行規則安全基準(案) ⁵⁾	
				土壌溶出量 基準 (mg/L) ³⁾	土壤含有量 基準 (mg/kg) 4)	土壌溶出量 基準 (mg/L)	土壌含有量 基準 (mg/kg)
土壌汚染対策法における特定有害物質	第一種	クロロエチレン	0. 002	0. 002	_	0. 002	_
		四塩化炭素	0. 002	0. 002	-	0. 002	_
		1, 2-ジクロロエタン	0. 004	0. 004	-	0. 004	_
		1, 1-ジクロロエチレン	0. 1	0. 1	-	0. 1	_
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0. 04	_	0. 04	_
		1, 3-ジクロロプロペン	0. 002	0. 002	_	0. 002	_
		ジクロロメタン	0. 02	0. 02	_	0. 02	_
		テトラクロロエチレン	0. 01	0. 01	-	0. 01	_
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	_	1	_
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006	0. 006	_	0. 006	_
		トリクロロエチレン	0. 01	0. 01	_	0. 01	_
		ベンゼン	0. 01	0. 01	_	0. 01	_
	第二種	カドミウム及びその化合物	0. 003	0. 003	45	0. 003	45
		六価クロム化合物	0. 05	0. 05	250	0. 05	250
		シアン化合物	検出されないこと ⁶⁾	検出されないこと ⁶⁾	50(遊離シアンとして)	検出されないこと ⁶⁾	50(遊離シアンとして)
		水銀及びその化合物	0. 0005	0. 0005	15	0. 0005	15
		アルキル水銀 ⁷⁾	検出されないこと ⁶⁾	検出されないこと ⁶⁾	_	検出されないこと ⁶⁾	-
		セレン及びその化合物	0. 01	0. 01	150	0. 01	150
		鉛及びその化合物	0. 01	0. 01	150	0. 01	150
		砒素及びその化合物	0.01 ※農用地(田に限 る。)においては、 15mg/kg	0.01	150	0.01	150 土砂等の埋立て等を 行う土地の利用目的 が農用地(田に限 る。)である場合に おいては、 15
		ふっ素及びその化合物	0.8	0.8	4, 000	0. 8	4, 000
		ほう素及びその化合物	1	1	4, 000	1	4, 000
	第三種	シマジン	0. 003	0. 003	-	0. 003	_
		チオベンカルブ	0. 02	0. 02	-	0. 02	_
		チウラム	0. 006	0. 006	-	0. 006	_
		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと ⁶⁾	検出されないこと ⁶⁾	_	検出されないこと ⁶⁾	_
		有機りん化合物	検出されないこと ⁶⁾	検出されないこと ⁶⁾	_	検出されないこと ⁶⁾	_
		1, 4-ジオキサン	0. 05	(0.05 ⁷⁾)	_	0. 05	_
その他		銅	※農用地(田に限 る。)において、 125mg/kg	-	-	-	土砂等の埋立て等を 行う土地の利用目的 が農用地(田に限 る。)である場合に おいて、 125

注1) 環境基準は、平成3年8月23日環境庁告示第46号による。

砒素及び銅については、農用地(田に限る。)の土壌含有量基準が設定されている。

- 注2) 土壌汚染対策法指定基準は、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条による。 (要措置区域を指定する際の汚染状況の基準)
- 注3) 土壌溶出量調査に係る測定方法は,平成15年3月6日環境省告示第18号による。
- 注4) 土壌含有量調査に係る測定方法は,平成15年3月6日環境省告示第19号による。
- 注5) 基準値はそれぞれ"以下"であること。
- 注6) 「検出されないこと」とは、1) もしくは2)に示す方法により測定した結果、当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
- 注7) 1,4-ジオキサンについては、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条の対象外。ただし、何らかの契機により採取 された土壌の汚染の有無の判断において、土壌環境基準を用いることができる。平成28年3月環境省告示第30号による。